策定年度 （策定年月日）	令和８年度 （令和８年 11 月 4 日）
計画期間	令和８年度～令和 12 年度

熊本県八代郡氷川町高塚地区
農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和８年１１月

熊本県八代郡氷川町

目　　次

前　文　・・・

３　実施計画のフォローアップについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
４　環境への配慮について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

別表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３

参考資料
１　立地条件表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
２　土地利用計画平面図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

別添図面
図１　　産業導入地区位置図
図２　　地番図
図３　　農業振興地域及び農用地区域の範囲を示す地図
図４－１　農業生産基盤整備状況図
図４－２　農用地等保全整備状況図
図４－３　農業就業者育成・確保施設整備図
図４－４　農村生活環境整備状況図
図４－５　農業近代化施設整備状況図
図５　　周辺における既存企業の立地状況

前　文

１．氷川町の概要

本町は、熊本県のほぼ中央、熊本市から南へ約 30ｋｍ、八代地域の北部に位置し、北は宇城市、南は八代市にそれぞれ接している。町の中央部を東から西へ２級河川「氷川」が流れ、南北に走る国道３号を境に東部には山林や丘陵地帯、西部には不知火干拓をはじめとした平坦地帯が広がっている。町域は東西が約 11ｋｍ、南北が約 5ｋｍ、総面積は 33.3 ㎢を有しており、平成 17 年に旧竜北町と旧宮原町が合併した町である。

また、本町は温暖な気候と肥沃な大地に恵まれており、景勝地立神峡をつくった氷川が潤す広大な平坦地では、もち米、い草、キャベツ、いちご、トマト、メロンなど、丘陵地帯では、梨や晩白柚などの果樹が主に栽培され、いずれも県内有数の産地となっている。

交通面においては九州縦貫自動車道、国道３号、ＪＲ鹿児島本線が町内を南北に縦断し、特に町内に宇城氷川スマートインターチェンジがあり、熊本空港等や主要都市へのアクセスも良く、また、隣接する八代市には九州新幹線の新八代駅や八代港があるなど、産業・流通・観光面で広域交通の環境が整っている。

２．計画の位置づけ

本実施計画は、本町が農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進し、農地の集団化及びその他農業構造の改善を促進するための措置を講じることにより、農業と導入産業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することを目的とした「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（昭和 46 年法律第 112 号、以下「農産法」という。）を踏まえ、導入企業への農業従事者の就業機会の確保や産業導入による農業構造の改善、農地保有の合理化等の農産法の定める諸要件を満たしたうえで、業種や面積、雇用期待従業員数の規模等から本町にとって真に必要な産業の円滑かつ着実な導入を促進し、本町が農工一体となった産業振興に取り組むことで、農業の担い手不足の解消や農村の振興等に加え、工業を含めた新たな就業機会の創出と所得の確保や向上により、農業と製造業が調和した持続的な発展を目指すために策定するものである。

本町は、前述のように農業が盛んな地域であるが、近年は農業就業者の高齢化や後継者不足などによる担い手の減少、それに伴う荒廃農地の増加など農業情勢は厳しさを増している。

本町の工業の立地は町で整備した用地等はなく、１件の進出に留まっている。交通体系における利便性は整っているが、まとまった用地がないことが企業誘致を行う上での課題となっている。

さらに、令和１０年度に分譲予定の県南工業団地整備を契機に、八代地域における農地の乱開発や無秩序な農地転用が起き、農地の利用環境が悪化する恐れがあることから、産業導入区域を設定し当該地区に計画的に産業を誘導することで、企業誘致を進めながらも農業への支障を最小化する。

適切な土地利用を推進することで、意欲ある担い手は専業化や規模拡大に専念でき、営農継続が困難な農家は安心して農地を新たな担い手へ貸し出すことが可能になり、結果として

農地の利用集積や農業振興につながる。

３．実施計画の計画期間

この実施計画の計画期間は令和８年度から５年間とし、令和１２年度までに産業の導入の目標を達成する。

第１　産業導入地区の区域

１　産業導入地区の名称

産業導入地区の名称	団地の名称	備考
高塚地区	高塚工業団地	新設

産業導入地区の位置図・・・別添図１

２　産業導入地区の所在、地番、面積等

地区名	所在			地番	地目		面積
	市町村	大字	字		公簿	現況	
高塚地区	氷川町	高塚	拾七　他	1195 番地 2 他　92 筆	別表のとおり		別表のとおり

産業導入地区地番図・・・別添図２

３　産業導入地区の地目別面積

現況地目別（㎡）

地区名	農　地　等						宅地・その他							合計
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	埋立地	その他	計	
		普通畑	樹園地	草地										
高塚	152,416	－	－	－	－	152,416	－	－	－	－	－	18,051	18,051	170,467
計	152,416	－	－	－	－	152,416	－	－	－	－	－	18,051	18,051	170,467

用途区分別（㎡）

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合　計
高　塚	152,416	－	－	－	152,416

4　地域開発、土地利用計画諸法との関係

（１）地域開発法等の指定【高塚地区】

1.首都圏整備法 （既成市街地等）	2.近畿圏整備法 （既成都市区域等）	3.中部圏開発整備法 （都市整備区域）	4.北海道総合開発計画
5.振興山村指定地域	⑥.農振地域	⑦.過疎地域	8.都市計画 （線引・非線引き）
⑨.地域経済牽引事業の促進区域	10.地域経済牽引事業の重点促進区域		

（２）土地利用基本計画関係【高塚地区】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地域	自然保全地域	白地地域
1	②	3	4	5	6

（３）都市計画関係（計画区分）【高塚地区】

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画区域外	都市計画無
市街化区域	市街化調整区域	用途地域	用途地域外	用途地域	用途地域外		
1	2	3	4	5	6	7	⑧

（用途地域）

近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	その他	未指定
1	2	3	4	5	6	⑦

（４）その他

①都市計画法に基づく指定状況

都市計画区域指定・・・・・・・・指定なし

市街化区域及び市街化調整区域・・指定なし

用途地域　　・・・・・・・・指定なし

②農地転用に関する調整の結果の状況

氷川町農業委員会において、令和７年５月９日協議調整済み

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び指定年度

・農業振興地域　　指定年度　平成 20 年度

・農業振興地域整備計画　　策定年度　平成 20 年度

・農業振興地域面積　　3,247ha　（令和 6 年 11 月 19 日現在）

・農用地区域　　指定年度　平成 20 年度

・農用地区域面積　　1,836ha　（令和 6 年 11 月 19 日現在）

※農業振興地域及び農用地区域の範囲を示す地図・・・別添図３

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

別添図４－１、４－２、４－３、４－４、４－５

⑤周辺における既存企業の立地状況

別添図５

５　産業導入地区の区域の設定の考え方

（１）当該産業導入地区設定の経緯

近年の本町の農業の状況は、担い手不足や高齢化の進展により生産力が低下し、担い手の育成・確保及び経営安定に向けた所得向上が課題となっている。一方、製造業等については、国内外の企業間競争が激しくなり、企業を取り巻く環境が大きく変化し、県内では半導体産業の集積が進む中、地域における産業競争力がこれまで以上に求められている。本町としては基幹産業である農業の活性化のために農地の保全・集約化を図るとともに、企業の具体的なニーズを踏まえ、農産法に基づく本実施計画を策定し、農工一体となった産業振興に取り組むことで、農業の担い手不足の解消や農村の振興等に加え、工業を含めた新たな就業機会の創出と所得の確保及び向上により、農業と工業が調和した持続的な発展を目指す必要がある。

（２）新規地区（高塚工業団地）

新規地区の候補地の選定に際して、以下の内容により行った。

①地域全体の産業等の立地動向

隣接する宇城市では、令和 7 年 1 月にＤＯＷＡエコシステム株式会社、エコシステムリサイクリング株式会社と、令和 7 年 6 月には日本蓄電池株式会社と立地協定を締結した。また、同じく隣接する八代市では令和 10 年度に県営工業団地の分譲が開始される予定となっており、周辺市町村においても積極的な企業立地が見込まれる。

②市場への近接性

新規地区は九州のほぼ中心部に位置し、本地区は国道３号に隣接しており、九州縦貫自動車道宇城・氷川スマートインターチェンジから約 1.6 ㎞の距離にあるため、熊本市や隣接する宇城市・八代市などにも容易にアクセスすることができ、九州縦貫自動車道を利用することで、沿線の主要な都市も商圏に含めることができる。

③交通インフラの整備状況

本町は町内を国道３号及び４４３号、県道１４号及び３３８号が通り、隣接する八代市には九州新幹線新八代駅や重要港湾八代港があるなど、広域交通の環境が整っている。また、本地区は国道３号に隣接しており、九州縦貫自動車道宇城・氷川スマートインターチェンジの入口にあたるため、より利便性の良い地区となっている。

④周囲の企業の立地状況

町内においては、吉野工業団地に令和 3 年 10 月に火乃国食品工業株式会社が氷

川工場を操業。今後、周辺市町村とともに、積極的な企業立地が見込まれる。

⑤町内で設定されている他の産業導入地区における土地利用の状況

既存の産業導入地区「吉野工業団地」の残地は約 0.5ha であり、4ha 程度の立地を希望する新規導入企業の立地条件を満たすことができない。

上記の結果を踏まえて、高塚地区を新たな産業導入地区として選定した。

第２　導入すべき産業の業種及び農村地域への産業の導入の目標

令和１２年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は、次のとおりとする。

１　導入すべき業種

【高塚地区】

大分類	中分類	小分類
Ｅ製造業	０９食料品製造業	０９９その他食料品製造業
	２４金属製品製造業	２４４建設用・建築用金属製品製造業
	３１輸送用機械器具製造業	３１１自動車・同附属品製造業
Ｈ運輸業・郵便業	４４道路貨物運送業	４４１一般貨物自動車運送業

２　業種選定理由

業種の選定にあたっては、農村地域の住民が永続的に営農できるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他の産業への就業の機会を選択肢の一つとして創出する必要がある。

導入する業種は、正規雇用者として常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業と連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれるような業種について、本町の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

（１）立地ニーズや事業の実現見通し

産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業等との間で、事業の実現性等について協議した結果、ニーズが存するものと判断した。なお、各業種の選定理由と地域農業への影響については、以下に記載する。

① 各業種の選定理由

食料品製造業は、県南地域の豊富な農林水産物を活かせる産業であり、産地との連携強化や新技術の導入によって、生産性や付加価値の向上が期待できる。さらに、食料品製造業の有効求人倍率は全産業平均より高く推移しており、近隣の農業従事者の雇用の受け皿としても機能する。

金属製品製造業については、県外に工場があり、新設予定の規模と当該地の面積が合致しているため当地区を選定した。

輸送用機械器具製造業については、県内に工場があり、新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地区を選定した。

道路貨物運送業については、当該地区が宇城・氷川スマートインターチェンジをはじめ、各主要道路へのアクセスが容易にできるため、物流面で優位性が高く、事業を行う上でメリットがあると判断した。

② 地域農業への影響

町内の住宅地に比較的近い立地であることから、安定的な従業員確保も見込まれる。また、農業従事者が各産業に就業することで、自ら経営していた農地を地域の担い手へ引き継ぐ動きが生まれ、農地の集積が進む。結果として、効率的、効果的な農業経営による農業所得向上が見込まれる。

こうした雇用の安定と農地集積の促進は、従業員の定住化を促し、地域の活性化にも繋がる。

3　導入すべき産業の規模

【高塚地区】

計画面積（㎡）		
施設用地等の面積	公共施設用地面積	計
140,000	30,467	170,467

【高塚地区】

産業の種類	事業所数	施設用地等の面積（㎡）	雇用期待従業員数（人）			経済上の規模（百万円）
			男	女	計	
食料品製造業	1	30,000	32	22	54	834
金属製品製造業	1	40,000	16	11	27	981
輸送用機械器具製造業	1	40,000	9	6	15	4,833
道路貨物運送業	1	30,000	17	3	20	267
計	4	140,000	74	42	116	6,915

第３　導入される産業への農業従事者の就業の目標

令和１２年度までに導入される産業への農業従事者の就業の目標は次のとおりとする。

【高塚地区】

産業の種類	事業所数	雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合（%）			農業従事者の就業の目標（人）		
		男	女	計	男	女	計
食料品製造業	1	11.0	11.0	11.0	4	2	6
金属製品製造業	1	11.0	11.0	11.0	2	1	3
輸送用機械器具製造業	1	11.0	11.0	11.0	1	1	2
道路貨物運送業	1	11.0	11.0	11.0	2	0	2
計	4	11.0	11.0	11.0	9	4	13

第４　産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和１２年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は次のとおりとする。

１　農業、農業従事者の現状と見込み

区分	農家数 (戸)	販売農家数 (戸)	農業従事者数	基幹的 農業従事者数
令和 2 年 (現状)	662	563	1,515	1,246
令和 12 年 (見込み)	465	401	1,032	961

注：現状は 2020 農林業センサスによる

２　担い手の現状と見込み

区　分	認定農業者		認定新規就農者	集落営農
		法人		
令和 7 年度 (現状)	331	31	15	37
令和 12 年度 (見込み)	346	31	15	37

３　担い手の育成

（１）担い手への農用地の利用の集積に関する計画

区　分	耕地面積① (ha)	担い手への農用地の利用集積面積②（ha）	担い手への利用集積率 ②／①(%)
令和 6 年度 (現状)	1,510	1,215.42	80.5%
令和 12 年度 (見込み)	1,494	1,344.6	90.0%

（２）認定農業者の経営規模

目標とする営農類型（作物・部門別）	認定農業者の数（経営体）		経営規模	
	令和 6 年度現状	令和 12 年度見込み	令和 6 年度現状	令和 12 年度見込み
水稲	8	8	3,706.5 a	4,266 a
工芸農作物	27	28	3,067 a	3,268 a
施設野菜	142	144	14,380 a	15,332 a
果樹類	46	48	6,602 a	7,134 a
花き・花木	6	6	315 a	265 a
酪農	4	4	590 頭	590 頭
露地野菜	35	35	5,694 a	6,008 a
複合経営	75	76	47,451.15 a	51,661.26 a

（３）担い手を中心とする生産組織の育成・支援

経営改善意欲のある担い手に対しては、農業経営改善計画の早期達成に向けた支援を集中的に実施する。また、認定新規就農者の中から、認定農業者を目指すものに対して計画の作成支援及び実現に向けた支援を実施する。生産組織の育成・支援に向けては関係機関と連携した上で、担い手から法人化等の相談があった場合にはきめ細かに対応し、地域農業の中核を担う農業法人の確保及び育成に努めるとともに、農協等の生産部会組織への加入促進、農家間のネットワークづくりによる販路拡大等、組織の育成及び支援に努める。

４　農地の集積・集約化の推進及び農業経営の法人化の方向

（１）農地の集積・集約化の推進

農地利用意向調査の結果を分析した上で、関係機関等との協議や諸々の制度を活用し、担い手への農地集積･集約化を推進し、農業の効率化により農業所得向上を図る。

（２）農業経営の法人化の方向

農業経営の法人化にあたっては、法人化に向けた啓発活動を行うとともに、個別相談に応じながらくまもと農業経営相談所など専門家による指導・助言などを有効活用できるよう支援に努める。

第５　産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

１　過去に造成された工業団地等の活用の可能性

（１）過去に造成された工業団地等の活用の可能性

これまでに町で造成した工業団地はないが、民間により造成された吉野工業団地については、既に工場等が立地されており、残地が約 0.5ha となっている。本計画における新設予定の規模が既存の産業導入地区内の残地面積では狭く、今回新たな産業導入地区の設定が必要となっている。

（２）再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本町における再生利用が困難な農地は 330,000 ㎡で、遊休農地は 805,000 ㎡となっているが、町全域に点在しているため、まとまった用地を確保することは困難となっている。

２　施設用地と農用地等との利用の調整

（１）農用地区域外での開発を優先すること

本計画地区は、本実施計画により新たな雇用の創出と農工一体の産業振興を図るために整備するものであり、地区の選定にあたっては、農業振興への影響が少なく、かつ交通の利便性が良く将来的な産業集積も図れること、また、本町にまとまった用地がないことを踏まえ立地条件や造成面積から検討し、当該地を選定している。

①既存の産業導入地区内について

民間により造成された吉野工業団地については、既に工場等が立地されており、残地が約 0.5ha となっている。本計画における新設予定の規模が既存の産業導入地区内の残地面積では狭く、今回新たな産業導入地区の設定が必要となっている。

②農業振興地域以外の地域について

本町では総面積 3,336ha の約 97.3%にあたる 3,247ha が農業振興地域に指定されている。本町は町域の平坦部ほぼ全てが農業振興地域に指定されており、農業振興地域以外での開発は困難である。

③農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

本町の農業振興地域内の農用地区域以外に土地はあるものの、山間部及び集落の周辺部に小規模に点在しているのみで、宅地等についても、今回の計画施設を整備可能なまとまった用地の確保は困難である。

以上のとおり、農用地区域外において検討を行ったが、いずれも十分な面積を確保できないことから、やむを得ず農用地区域内において、設定することとなった。

（２）周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本計画地は、北側及び西側は町道を挟み農振農用地に接し、南側は県道 256 号、東

側は国道及び農振白地の宅地等と接しており、農地のまとまりや広がりを損ねることはなく、以下の項目において検討した結果から判断して、周辺の農業従事者の営農活動や土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じることはない。

①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への影響可能性

高塚地区においては、高性能機械による営農及び農地中間管理事業等の農地流動化施策に該当しない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

高塚地区においては、認定農業者や新規就農者が営農しているが、全経営面積に対する同地区に係る面積は僅かである。残りの農業者についても、経営上大部分を占めるのは同地区以外の耕作地等で実施する水稲、施設・露地野菜、果樹であるか、もしくは兼業農家の僅かな自作地が残るのみのため、いずれも影響は少ない。

③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

高塚地区において、土地改良区が管理する排水路等があるが、周辺の土地改良施設の機能に支障を来さないよう努める。

④近隣市町村との調整

高塚地区は、隣接する宇城市との市町境に面しているが、宇城市との調整も随時行っている状況である。今後も産業基盤の整備等にあたっては宇城市との連携を積極的に図り、整備を進めていく。

（3）面積規模が最小限であること

本計画地区の区域は、企業動向及び事業者とのヒアリング等により、立地ニーズを踏まえ区域面積を設定しており、必要最小限の面積である。

（4）面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

高塚地区の農用地は、竜北地区圃場整備事業で整備されているものの、昭和 62 年に事業が完了し、事業完了後すでに 8 年以上が経過しており、農業投資効果は確保されている。（土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和 44 年 5 月 24 日農地 A 第 826 号農林事務次官通知）による補助金返還には該当しない。）

（5）農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

本計画地区は、農地中間管理機構関連事業を行う予定の農用地は含まれていない。

3　都市計画等との調整

氷川町は都市計画区域外であるが、「氷川町を守り磨き上げるまちづくり条例」で開

発行為を制限している。本地区はその条例の対象外区域となるが、周辺環境と調和した良好な産業団地の形成に努める。

第６　導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

１　施設の整備

（１）産業基盤の整備

① 確保すべき土地の面積	170,467 ㎡ （産業用地 140,000 ㎡／道路等公共施設 30,467 ㎡）
② 調達の方法	所有権移転
③ 用地取得主体	民間事業者
④ 用地買収年次（予定）	令和 10 年度
⑤ 造成主体	民間事業者
⑥ 造成年次（予定）	令和 12 年度
⑦ 自然環境及び生活環境の保全	公害の防止、自然環境の保全、農村地域の生活環境の保全等に十分配慮する。

（２）道路の整備（事業主体：氷川町、令和 11 年 10 月より順次施工する。）

本計画地区への進入道路は、計画地北側の道路を利用するとともに利用者の安全確保に努め、幅員を拡幅して利用の向上を図る。

進入道路については、宇城市と市町境にかかることから、宇城市との協議・連携を図りながら整備していく。

（３）その他

産業の用に供する施設の整備・土地利用の誘導を計画的に実施し、自然環境及び生活環境の保全、優良農地の確保と地価の安定に努める。

緑地については、工場立地法の規定に則して工場緑化を促し、周辺地区の環境及び景観を保つものとする。

産業用水等については、基本的には八代生活環境事務組合上水道を使用し、農業用水を使用することはない。

生活雑排水及び工場排水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行ったうえで、排水河川へ放流する。

立地企業から発生する排ガス・騒音・振動等については、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法並びに熊本県生活環境の保全等に関する条例に定める基準を遵守し、必要に応じて立地企業が独自に排ガス処置施設等整備を行う。

２　定住等及び地域間交流の条件の整備

本町では、第２次氷川町総合振興計画において「小さなまちで、大きな幸せを感じる『田園都市・氷川』」を町の将来像に掲げ、住民が安心して暮らすことができ、幸せを実感で

きる持続可能なまちを目指すことが位置づけられている。また、第２期氷川町まち・ひと・しごと総合戦略においては、「地域経済の礎となる地域産業が興隆し魅力ある雇用がある町」を目標の一つに掲げ、農業の担い手や事業後継者不足など他の地域から人材を受け入れ育成することで、安定した事業が継続され、若者の移住定住者の流入を推進するとしている。

第７　労働力の需給の調整及び農業従事者の導入される産業への就業の円滑化に関する事項

１　労働力の需給の調整

今後の産業導入の促進による雇用期待従業者数は 116 人と見込まれるため、氷川町、八代公共職業安定所、熊本県県南広域本部、八代地域農業協同組合、町農業委員会、進出企業等が密接な連携をとり、兼業農家等からの転職労働力を中心として、遠距離通勤者の転業、新規学卒者等も含めて就業の促進を図りつつ、希望者の把握に始まる U ターンの促進、I ターン者の定住促進、新卒者の町内就業・地元定着の促進を図る。

また、雇用にあたっては、関係行政機関、八代公共職業安定所、熊本県県南広域本部、進出企業等と緊密な連携を図り、農業の担い手の確保及び既存企業等との調整には特に配慮するものとする。

２　農業従事者等の産業への就業の円滑化

地元農業従事者が導入企業へ円滑に就業できるようにするため、氷川町、八代公共職業安定所、八代地域農業協同組合竜北町支所、町農業委員会、進出企業等が密接な連携を図り、①雇用情報の提供、②職業紹介等の充実、③職業能力開発等の推進を行う。

①雇用情報の提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

②職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入企業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮して職業紹介機能の充実を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入企業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講じる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力の発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

③職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入企業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と併せて、既存の公共職業能力開発施設、企業内の

職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導・支援に努める。

第８　産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

１　担い手の育成・確保

就農希望者に対しては、随時相談を受けており、補助制度の説明や先進農家への研修体制の確保を促し、将来的に地域農業の中心として営農できるような人材育成に取り組む。

また、本計画地区の担い手に対しては、パイプライン等が整備された他地区や近隣の優良農地への誘導を行い、農地の集積及び更なる農業の効率化を推進し、農業所得の向上を図る。

２　農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、下表のほか「強い農業づくり総合支援交付金事業」、「農地利用効率化等支援交付金事業」等の事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 （ha）	事業費 （百万円）	事業年度 （予定）
水利施設管理強化事業	貯水池清掃及び植栽活動等水利施設の修繕及び維持管理	氷川土地改良区	397.0	8.3	R3
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業	排水路 344m	氷川町	6.2	23.5	R5
	排水路 300m	氷川町	6.0	23.4	R6

第９　その他必要な事項

１　土地提供者等への対応

導入地区の土地を提供した者及び耕作していた者に対する代替地の斡旋等については、町農業委員会、八代地域農業協同組合及び土地改良区等と連携を図り、周辺地域の農地保有合理化に資するよう対応する。

２　企業の撤退時のルール等について

撤退がないような企業誘致の実現を目指すが、導入企業に撤退という可能性が生じた場合には、町と立地企業が協議し、双方連携して従業員の雇用確保や跡地利用に係る対応を行うよう立地協定書に明記するとともに、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

３　実施計画のフォローアップについて

（１）実施する項目及び目標達成のための具体的な体制、方策について

計画の策定を行った翌年度から年度末の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。

フォローアップに際しては、町の企業誘致を推進する部署が中心となって行う体制とし、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善状況、遊休地の解消状況等を踏まえた本計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しになっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり等についても確認を行う。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目は以下に記載する。

①土地利用の調整の状況

導入企業との密な情報交換を行う。

②導入産業の業種及び規模等の概況

導入企業との密な情報交換を行う。

③農業従事者の就業の状況

導入企業への聞き取り調査。なお、調査に協力する旨の同意を立地企業に求める。

④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

⑤遊休地の解消状況

導入企業への聞き取り調査を行う。

（２）達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に亘って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みが立たない場合は、速やかに当該実施計画の廃止の手続きを行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

４　環境への配慮について

産業の導入にあたっては、生活環境の保全並びに農業との調和を保つため、産業用地等の整備及び企業の選定・導入の段階から操業後の生産活動全般における環境保全に万全を期すとともに、自然環境の保全、廃棄物の適正な処理等環境の保全に十分配慮する。また、交通量の増加に伴う道路における危険防止と交通の円滑化に配慮する。

（１）法令の遵守

導入企業に対しては、環境関係法令及び公害防止条例等の遵守はもとより、環境保全協定の締結、環境保全施設の配置、緑化など環境保全について積極的に指導する。

また、工場建設に対して事前に十分審査と指導を実施し、環境保全を図る。

（２）景観への配慮

産業の導入にあたっては、団地周辺の土地利用の状況に配慮するほか、自然環境との調和を考慮しつつ、美しいまちづくりを推進し事業所及びその周辺部の環境整備に努めるものとする。

（３）大気汚染・水質汚濁・騒音及び振動等関係

工場から排出されるばい煙、排水及び工場騒音等に関する自主監視体制を確立させる。また、企業が進出するに際し、立地協定等を作成し締結することにより、環境保全対策や自然環境の保全に努める。協定書の締結内容は、公害防止、大気汚染、水質の汚濁、騒音、振動、悪臭防止及び廃棄物、地下水保全等とし、諸法令に基づいて周知・遵守するよう指導する。騒音・振動については、特に重機の集中稼働が行われないよう分散配置の実施や低振動型の建設機械の使用など、関係法令の基準を遵守することにより周辺

の生活環境の保全に十分に配慮する。

（４）地下水の保全関係

産業の導入にあたっては県担当課と十分に協議し緑地等の保全に努めるものとし、地下水涵養能力を確保するため道路や排水施設に雨水の浸透施設の設置を行う等の対策を講じる。

企業誘致を行う場合は、環境に対し影響の少ない企業を選択し誘致を推進するが、やむを得ず有害物質等を取り払う際は、有害物質等の地下浸透防止のため水質汚濁防止法で定める基準を遵守し、十分に配慮する。

また、工場敷地等についても地下浸透を推進するなど環境に配慮した保全措置を進めていく。更に、立地企業に対しても水のリサイクル・節水の展開を求めていくなど地下水保全には十分配慮した取り組みを行っていく。

（５）廃棄物処理

事業活動によって生じる廃棄物の処理については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため「氷川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、適正に処理させるよう指導するとともに、廃棄物の減量化、再利用等の対策を検討・指導する。

（６）その他

生活環境を損なう恐れがあるものについては、環境保全対策の整備を立地の条件とする。

別表（産業導入地区の所在、地番、面積等）

番号	大字	字	地番	地目		面積（㎡）
				公簿	現況	
1	高塚	拾七	1195-2	田	田	947.00
2	高塚	拾七	1196-2	田	田	1,848.00
3	高塚	拾七	1197	田	田	868.00
4	高塚	拾七	1198-2	田	田	712.00
5	高塚	拾七	1199-2	田	田	1,744.00
6	高塚	拾七	1200-2	田	田	1,641.00
7	高塚	拾七	1201-2	田	田	1,765.00
8	高塚	拾七	1202-2	田	田	1,264.00
9	高塚	拾七	1202-4	用悪水路	用悪水路	90.00
10	高塚	仲ノ間	1664	用悪水路	用悪水路	229.00
11	高塚	仲ノ間	1665	田	田	1,836.00
12	高塚	仲ノ間	1666	田	田	4,499.00
13	高塚	仲ノ間	1667-1	田	田	3,519.00
14	高塚	仲ノ間	1668-1	田	田	4,546.00
15	高塚	仲ノ間	1668-2	田	田	3,987.00
16	高塚	仲ノ間	1669	田	田	2,559.00
17	高塚	仲ノ間	1670	田	田	1,325.00
18	高塚	仲ノ間	1671	公衆用道路	公衆用道路	551.00
19	高塚	仲ノ間	1672	用悪水路	用悪水路	1,194.00
20	高塚	高附	1692	公衆用道路	公衆用道路	566.00
21	高塚	高附	1693	用悪水路	用悪水路	382.00
22	高塚	高附	1694	田	田	1,838.00
23	高塚	高附	1695-1	田	田	1,491.00
24	高塚	高附	1695-2	田	田	3,063.00
25	高塚	高附	1696	田	田	3,983.00
26	高塚	高附	1697	田	田	784.00
27	高塚	高附	1698	田	田	1,992.00
28	高塚	高附	1699-1	田	田	540.00
29	高塚	高附	1699-2	田	田	1,744.00
30	高塚	高附	1699-3	田	田	866.00
31	高塚	高附	1700-1	田	田	2,292.00
32	高塚	高附	1701	田	田	4,292.00

33	高塚	高附	1702	田	田	978.00
34	高塚	高附	1703	用悪水路	用悪水路	241.00
35	高塚	高附	1705	田	田	943.00
36	高塚	高附	1706	田	田	2,028.00
37	高塚	高附	1707	田	田	680.00
38	高塚	高附	1708	用悪水路	用悪水路	236.00
39	高塚	高附	1709	公衆用道路	公衆用道路	2,754.00
40	高塚	溝端	1547	用悪水路	用悪水路	424.00
41	高塚	溝端	1548	公衆用道路	公衆用道路	3,044.00
42	高塚	溝端	1549	用悪水路	用悪水路	1,056.00
43	高塚	溝端	1550	田	田	4,543.00
44	高塚	溝端	1551	田	田	2,740.00
45	高塚	溝端	1552	田	田	2,635.00
46	高塚	溝端	1553	田	田	2,371.00
47	高塚	溝端	1554	田	田	1,401.00
48	高塚	溝端	1555	田	田	2,405.00
49	高塚	溝端	1556	田	田	2,519.00
50	高塚	溝端	1557-1	田	田	2,439.00
51	高塚	溝端	1557-2	田	田	2,335.00
52	高塚	溝端	1559	公衆用道路	公衆用道路	592.00
53	高塚	溝端	1560	公衆用道路	公衆用道路	2,297.00
54	高塚	仲ノ間	1648	公衆用道路	公衆用道路	565.00
55	高塚	仲ノ間	1649	田	田	3,258.00
56	高塚	仲ノ間	1650	田	田	1,578.00
57	高塚	仲ノ間	1651	田	田	1,764.00
58	高塚	仲ノ間	1652-1	田	田	1,814.00
59	高塚	仲ノ間	1653	田	田	1,770.00
60	高塚	仲ノ間	1654	田	田	1,298.00
61	高塚	仲ノ間	1656	田	田	1,165.00
62	高塚	仲ノ間	1657	田	田	3,293.00
63	高塚	仲ノ間	1658	田	田	4,288.00
64	高塚	仲ノ間	1660	田	田	2,771.00
65	高塚	仲ノ間	1661	用悪水路	用悪水路	858.00
66	高塚	仲ノ間	1662	用悪水路	用悪水路	253.00

67	高塚	仲ノ間	1663	公衆用道路	公衆用道路	586.00
68	高塚	高附	1710	用悪水路	用悪水路	266.00
69	高塚	高附	1711	用悪水路	用悪水路	264.00
70	高塚	高附	1712-1	田	田	2,070.00
71	高塚	高附	1712-2	田	田	2,679.00
72	高塚	高附	1713-1	田	田	2,190.00
73	高塚	高附	1714	田	田	1,561.00
74	高塚	高附	1715	田	田	2,279.00
75	高塚	高附	1716	田	田	2,247.00
76	高塚	高附	1717	田	田	2,232.00
77	高塚	高附	1718	田	田	1,824.00
78	高塚	高附	1719-1	田	田	795.00
79	高塚	高附	1719-2	田	田	1,408.00
80	高塚	高附	1720	田	田	3,012.00
81	高塚	高附	1721	用悪水路	用悪水路	133.00
82	高塚	溝端	1561	用悪水路	用悪水路	712.00
83	高塚	溝端	1562-1	田	田	3,113.00
84	高塚	溝端	1563	田	田	2,066.00
85	高塚	溝端	1565	田	田	2,080.00
86	高塚	溝端	1566	田	田	3,808.00
87	高塚	溝端	1567-1	田	田	2,630.00
88	高塚	溝端	1567-2	田	田	3,773.00
89	高塚	溝端	1568	田	田	1,223.00
90	高塚	溝端	1569	田	田	2,442.00
91	高塚	溝端	1570	田	田	2,023.00
92	高塚	溝端	1572-1	公衆用道路	公衆用道路	621.00
93	高塚	溝端	1572-2	用悪水路	用悪水路	137.00
合　　計			93 筆			170,467.00

田	152,416.00
公衆用道路	11,576.00
用 悪 水 路	6,475.00
合　　計	170,467.00

参考資料１　立地条件表

産業等導入地区の名称　高塚工業団地　立地条件表　令和８年４月調査

造成区分	1 造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成
売却可能面積	0 ㎡	0 ㎡	0 ㎡	140,000 ㎡
分譲可能年月	年　月	年　月	年　月	令和 12 年度中
売却（予定）価額	円／㎡	円／㎡	円／㎡	未定 円／㎡

（造成実施主体名）
立地企業
―

（主たる土地所有者）
個人

地盤・地質	(1)地質　(2)地耐力（N値） (3)杭打可能な地盤までの深さ　m
用水・排水条件	(1)海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) （該当する番号を○で囲む） 可　否 1　(2) (2)工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名：―　利用可能年月：年　月　価格：円／m³ (A)　使用可能量（余裕水量） m³／日 (3)地下水が利用できる場合 水質（成分及びｐｐｍ）：ＰＨ値　. 塩素イオン　mg/ℓ　色度　度 (B)　取水可能量（安全揚水量） m³／日

(4)表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合

水　　質

（成分及びｐｐｍ）

利用無し
（水源名）

(C)　既得水利権を控除した取水可能量

ｍ³／日

(5)淡水取水可能量

((A)＋(B) ＋(C) 合計水量)(D)　淡水取水可能量

ｍ³／日

(6)上水道が利用できる場合(計画を含む)

上水道事業名	利用可能年月日	価　格	使用可能量（余裕水量）
八代生活環境 事務組合	R8 年 4 月	料金＝①+② ①基本料金（8 ㎥まで） 1,210 円 ②超過料金（1 ㎥あたり） 151.25 円	―

(7)排水条件

種別　Ｂ種

排水先　水域名　八間川水系

輸送条件

(1)主要道路への距離

最寄国道　国道 3 号	隣接
高速道路名 九州縦貫自動車道　宇城・氷川スマート IC まで	1.6 ㎞

(2)最寄鉄道駅への距離

	（鉄道名・線名）　（駅名）	
新幹線駅	九州新幹線　新八代駅	10.6 ㎞
通勤駅	ＪＲ鹿児島本線　小川駅	2.8 ㎞

専用引込線敷設の可否（専用引込線）

（該当する番号を○で囲む）

可	否
1	(2)

	(3)最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭（公共埠頭）　（水深） （港名）　八代港　22 km　m (4)最寄空港への距離 阿蘇くまもと空港　39 km
電力条件	(1)産業等導入地区に最も近い 変電所又は引込可能高圧線の電圧　6,000 V (2)変電所等への距離 産業等導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印をつける。 （変電所名） ①　九州電力送配電　宮原変電所 （　30,000 ＫＶＡ　） 2　引込可能高圧線　m （　ＫＶＡ　）
都市機能	主要都市への距離 (1)最寄人口 5 万都市　（都市名）　宇城市　9.0 km (2)最寄人口 10 万都市　（都市名）　八代市　17.6 km (2)最寄人口 20 万都市　（都市名）　熊本市　28.1 km
人　口 地域指定	(1)産業等導入地区所在地市町村人口 （市町村人口）　11,094 人 (2)産業等導入地区所在地域の人口 （関係市町村合計人口） （通勤圏に入る市町村名：熊本市・八代市・宇城市・芦北町） 934,645 人
その他	

参考資料２　土地利用計画平面図

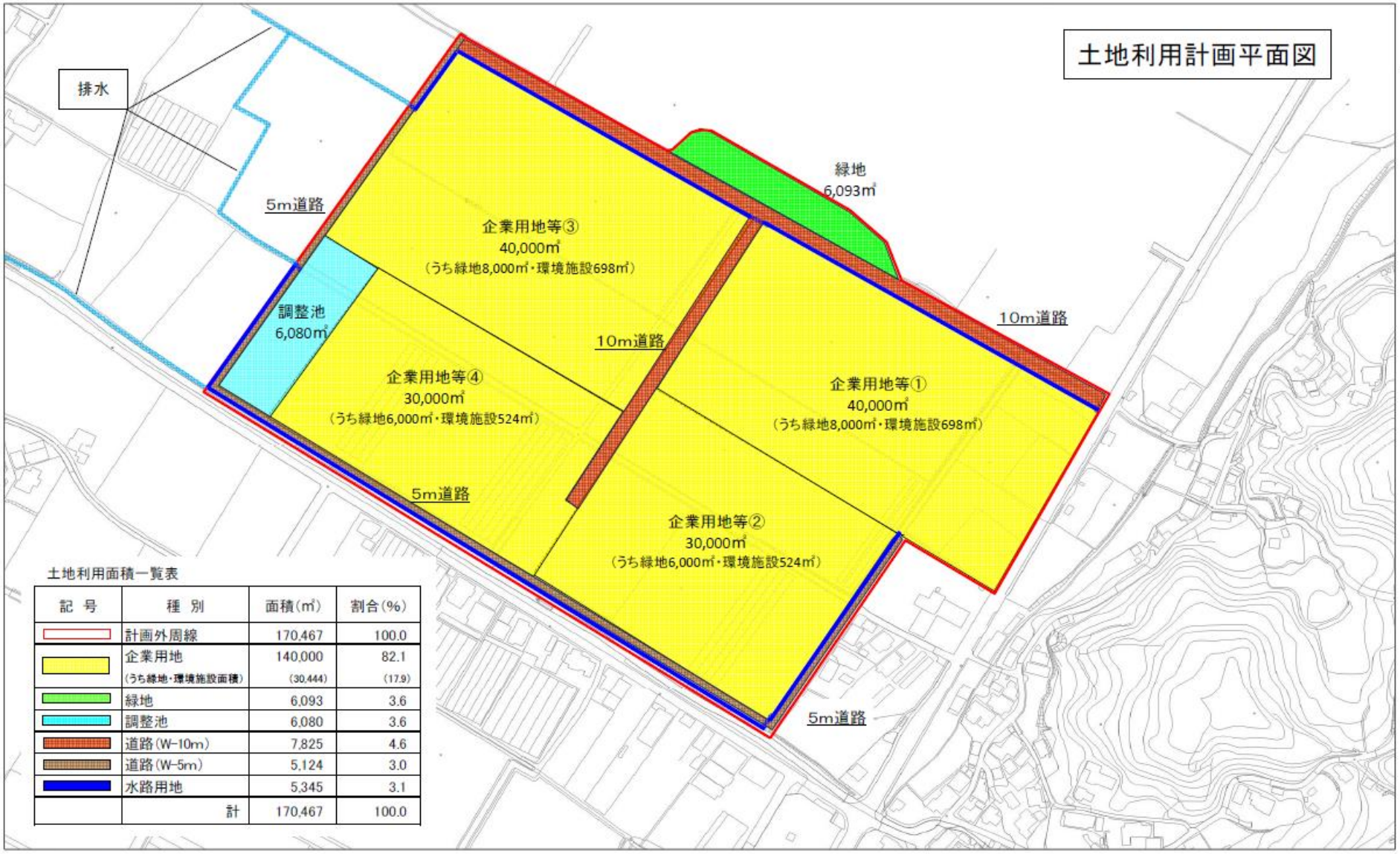

土地利用面積一覧表

記　号	種　別	面積(㎡)	割合(%)
	計画外周線	170,467	100.0
	企業用地 （うち緑地・環境施設面積）	140,000 (30,444)	82.1 (17.9)
	緑地	6,093	3.6
	調整池	6,080	3.6
	道路(W-10m)	7,825	4.6
	道路(W-5m)	5,124	3.0
	水路用地	5,345	3.1
	計	170,467	100.0

氷川町管内図

別添図1　産業導入地区位置図

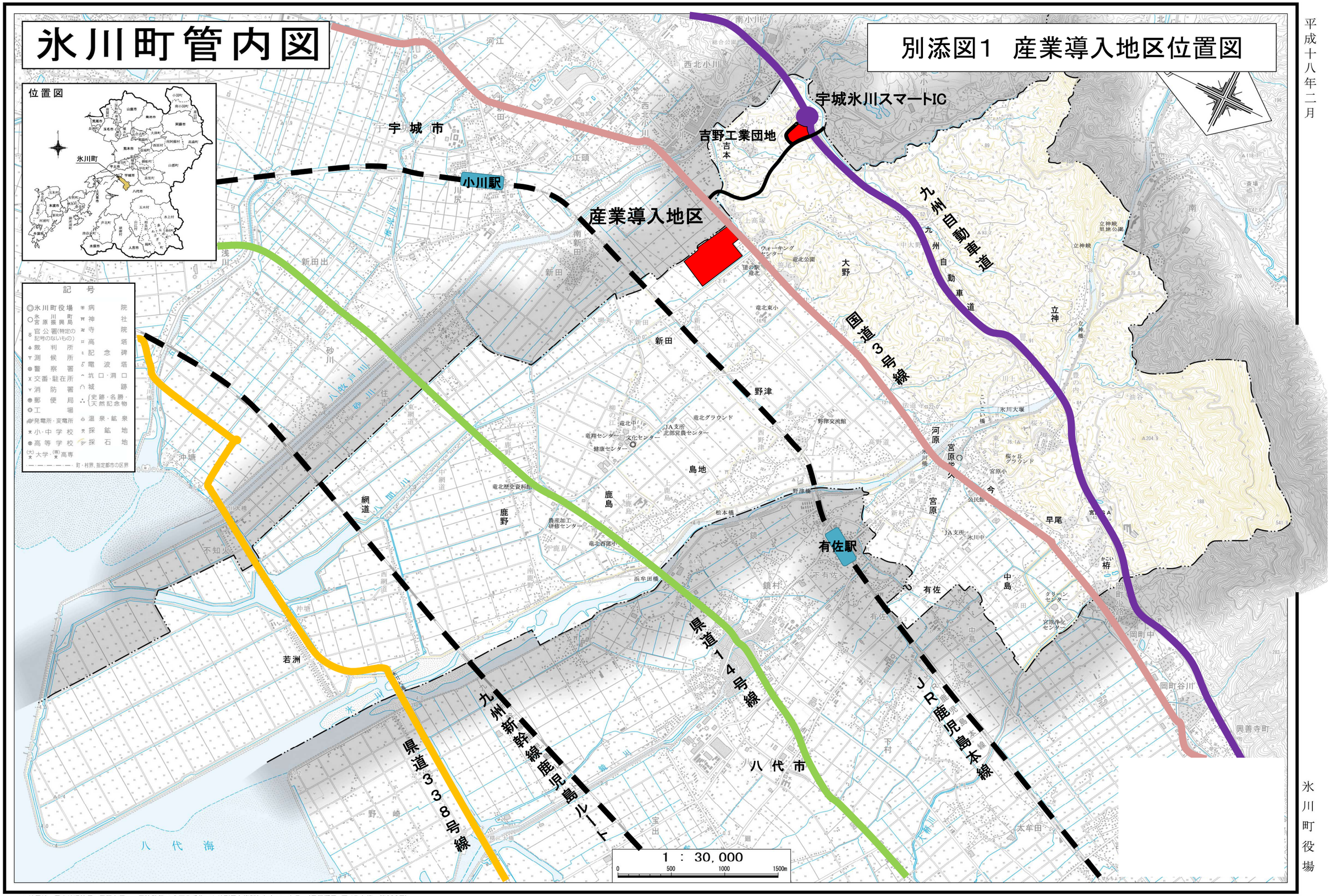

平成十八年二月

氷川町役場

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の 2万5千分の1 地形図を複製したものである。(承認番号　平 17 九複、第293号)

日本地図調製業協会会員 富士マイクロ株式会社
熊本市石原1-3-53　TEL (096)380-6661

別添図２　地　番　図

S＝１：３５００

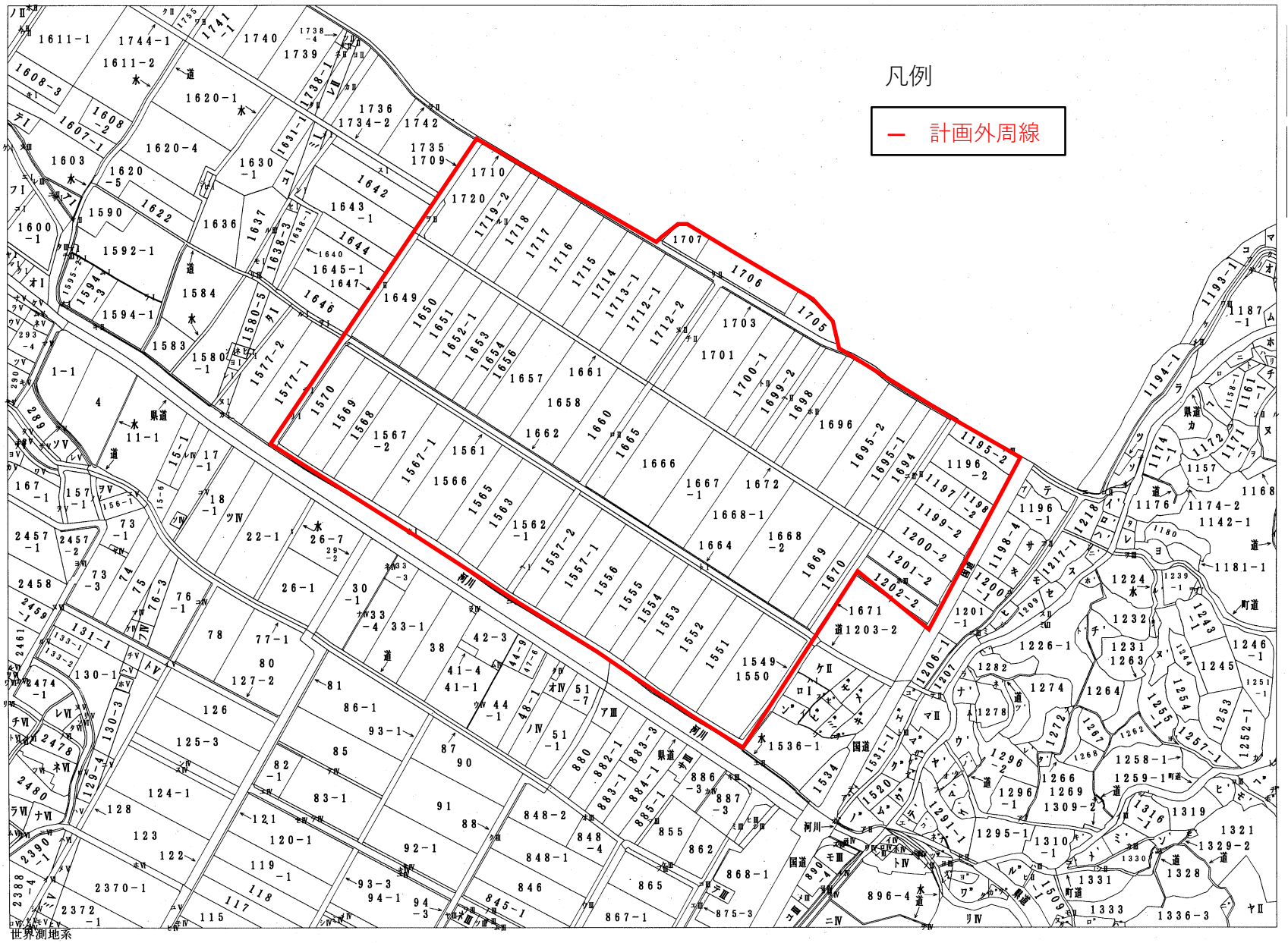

世界測地系

令和６年１２月２０日

別添図３　農業振興地域及び農用地区域の範囲を示す地図

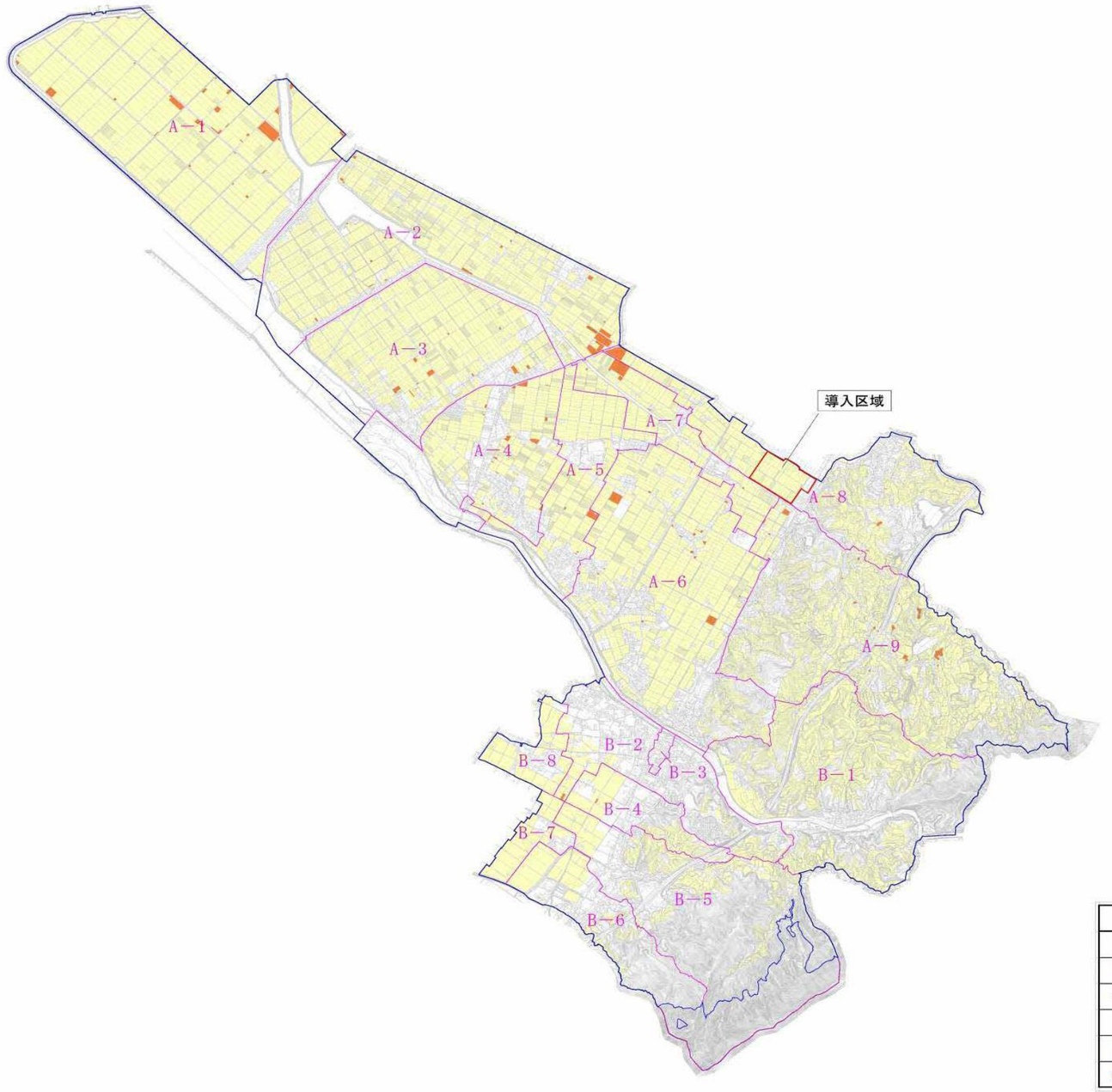

別添図４－１　農業生産基盤整備状況図

事業種目	受益面積（ha）	事業費（千円）	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工完了（予定）年度	対図番号
国営不知火干拓事業（竜北町・小川町）	420	2,450,974	堤防　7.4km 樋門　3ヶ所	国	S26～S42	1
国営かんがい排水事業（八代市・宮原市・千町町・錦町）	6,340	4,325,000	頭首　1ヶ所 用水路　35,063m 排水路　4,409m	国	S39～S49	2
県営不知火干拓区内農地整備事業（竜北町・小川町）	529	514,948	区画整理　397.3ha 用水路　22,922m 暗渠排水　397.3ha 排水路　23,210m 農道　36,430m 客土　48ha	国	S4～S48	3
県営農道整備事業（竜北地区）（農林漁業用揮発油税財源身替）	547	73,943	道路　2,815m	熊本県	S45～S48	4
県営第二竜西園場整備事業（八代市・宮原市・千町町・錦町）	976	2,419,000	区画整理　976ha	熊本県	S45～S55	5
県営広域営農団地農道整備事業（八代・松橋地区）	8,220	8,397,190	道路　21,500m	熊本県	S46～S60	6
県営農道整備事業（第2宮原支政地区）（農林漁業用揮発油税財源身替）	278	148,849	道路　2,998m	熊本県	S47～S53	7
県営竜北園場整備事業	439	2,954,700	区画整理　439ha	熊本県	S47～S62	8
県営竜北・小川地区湛水防除事業	702	3,154,379	排水機場　2ヶ所	熊本県	S47～H1	9
県営水川下流地区かんがい排水事業（竜北町・錦町・宮原町）	1,287	3,370,040	頭首工　1ヶ所 用水路　15,067m 水管理施設工　一式	熊本県	S49～S63	10
県営一般農道整備事業（竜北地区）（基幹農道錦線）	547	46,500	道路　3,084m	熊本県	S49～S52	11
海岸保全施設整備事業	防護面積 2,359	85,000	堤防工7412m 樋門工　1箇所	熊本県	S49～H30	12
県営不知火干拓地区排水対策特別事業（竜北町・小川町）	349	435,000	排水機場　1ヶ所	熊本県	S55～S62	13
県営砂川地区排水対策特別事業	48	209,000	排水機場　1ヶ所	熊本県	S55～S63	14
団体営かんがい排水事業（北部）	57	20,400	用水路　1,109m	土地改良区	S56～S58	15
団体営かんがい排水事業（南部）	74	94,500	用水路　1,108m	土地改良区	S56～S59	16
県営住吉地区排水対策特別事業	173	646,000	排水機場　1ヶ所	熊本県	S56～S63	17
県営竜北第二地区園場整備事業	220	2,284,000	区画整理　219ha	熊本県	S58～H6	18
堺丸地区かんがい排水事業	9	7,830	用水路　1410m	土地改良区	S59	19
新田地区かんがい排水事業	31	145,000	用水路　4,555m	土地改良区	S60	20
団体営農道整備事業（特殊改良）	竜北地区	15,000	道路　1,391m	竜北町	S63	21
新農業構造改善後期対策事業	竜北地区	14,500	橋梁　1ヶ所	竜北町	H1	22
新農業構造改善後期対策事業	竜北地区	39,774	道路　394m	竜北町	H2～H3	23
新農業構造改善後期対策事業	竜北地区	13,186	道路　187m	竜北町	H2～H3	24
団体営農道整備事業（軽微な改良）	竜北地区	7,500	道路　816m	竜北町	H2	25
県営農道整備事業（竜北・宮原地区）（農林漁業用揮発油税財源身替）	205	165,300	道路　200m	熊本県	H3～H5	26
農村総合整備モデル事業	竜北地区	2,773,080	排水路　8,350m 集落道路　10,561m 農村公園　5ヶ所	竜北町	H3～H8	27
農用地有効利用モデル集落整備事業	1.3	4,847	道路　173m	竜北町	H14	28
県営竜北第三地区園場整備事業（担い手育成型）	120	1,680,564	区画整理　120ha	熊本県	H4～H10	29
県営農道整備事業（宮原・竜北2期）（農林漁業用揮発油税財源身替）	205	723,730	路床　2,640m 舗装　2,640m 農業用水　25,595m	熊本県	H5～H13	30
県営経営体育成基盤整備事業（不知火干拓地区土地改良総合整備事業）	397	1,790,000	排水路　591m 農道整備　16,276m	熊本県	H5～H15	31
単県農業農村整備事業	高塚地区	2,000	用水ゲート改修　1基	竜北町	H8	32
地域農業基盤確立支援事業	中種地区	22,360	道路　1,491m	竜北町	H10	33
地域農業基盤確立支援事業	横道地区	22,890	道路　1,511m	竜北町	H10	34
地域農業基盤確立支援事業	南鹿野地区	29,242	道路　1,895m	竜北町	H10	35
地域農業基盤確立支援事業	北鹿野地区	26,536	道路　1,714m	竜北町	H10	36
地域農業基盤確立支援事業	西鍋道地地区	6,509	道路　462m	竜北町	H10	37
県営経営体育成基盤整備事業（省力化対策）	392	1,208,000	農業用水　42,132m 農道整備　37,130m	熊本県	H10～H18	38
県営経営体育成基盤整備事業（担い手支援）	62	304,000	排水路　4,942m 農道　2,210m	熊本県	H12～H16	39
県営基幹水利施設補修事業	1,101	145,100	頭首工ゲート補修　一式	熊本県	H15～H17	40
県営竜北地区排水対策特別事業	165	738,200	排水機場　1ヶ所	熊本県	H15～H19	41
単県農業農村整備事業（有佐地区）	5.4	13,269	排水路　264m	宮原町	H17	42
単県農業農村整備事業（有佐地区）	5.4	13,773	排水路　490m	永川町	H18	43
県営公害防除特別土地改良事業	280	9,000	石膏除去　一式	熊本県	H19	44
単県農業農村整備事業（車線道地区）	5.4	2,399	排水路　112m	永川町	H20	45
団体営基盤整備促進事業（島地地区）	10.6	46,000	排水路　602m	永川町	H20～H21	46
きめ細かな農業農村整備事業（高野道地区）	0.4	2,480	排水路　155m	永川町	H22	47
きめ細かな農業農村整備事業	竜北地区	941	透型伸縮継手　1ヶ所	永川土地改良区	H22	48
きめ細かな農業農村整備事業	不知火干拓	1,245	スルーゲート　1門	永川土地改良区	H22	49
団体営基盤整備促進事業（新田・柳乃江地区）	9.1	27,972	排水路　472m	永川町	H22～H23	50
団体営農業体質強化基盤整備事業	185	314,143	排水路　309.8m 客土　58.9ha 暗渠　119ha	永川町	H24	51
団体営農業体質強化基盤促進事業（野津地区）	6.8	13,880	排水路　299m	永川町	H25	52
団体営農業体質強化基盤促進事業（島島地区）	5.4	15,515	排水路　301m	永川町	H25	53
団体営農業体質強化基盤整備促進事業	99.7	146,440	暗渠排水事業	永川土地改良区	H25	54
団体営農業基盤整備促進事業（野津地区）	9.4	19,861	排水路　515m	永川町	H26	55
団体営農業基盤整備促進事業　団体営農地耕作条件改善事業（堺丸地区）	16.5	65,584	排水路　1,464m	永川町	H26～H27	56
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業（水川下流地区）	1,095	512,000	頭首工施設更新　1箇所	熊本県	H26～R2	57
団体営農業体質強化基盤整備促進事業	20.4	35,645	暗渠排水事業	永川土地改良区	H27	58
団体営農業体質強化基盤整備促進事業（農地耕作条件改善型）	4.6	6,825	暗渠排水事業	永川土地改良区	H27	59
団体営農地耕作条件改善事業（島地区）	12.8	29,768	排水路　699m	永川町	H27～H28	60
団体営農業体質強化基盤整備促進事業	32.6	43,192	客土・畦畔除去・暗渠排水事業	永川土地改良区	H28	61
団体営農業体質強化基盤整備促進事業(農地耕作条件改善型)	29.7	47,280	客土・畦畔除去・暗渠排水事業	永川土地改良区	H28	62
団体営農業体質強化基盤整備促進事業	24.1	58,929	客土・畦畔除去・暗渠排水事業	永川土地改良区	H30	63
団体営農業体質強化基盤整備促進事業(農地耕作条件改善型)	9.1	15,200	客土・畦畔除去・暗渠排水事業	永川土地改良区	H30	64
国営造成施設管理体制整備事業	397	25,096	貯水池清掃及び堆載浮動等 水利施設の修繕及び維持管理等	永川土地改良区	H30	65
団体営農地耕作条件改善事業(新田・鹿島地区)	40.4	108,603	排水路　2,322m	永川町	H30～R1	66
団体営農地耕作条件改善事業(野津地区)	17.9	45,660	排水路　1,078m	永川町	H30～R1	67
水利施設管理強化事業	397	8,386	貯水池清掃及び堆載浮動等 水利施設の修繕及び維持管理等	永川土地改良区	R3	68
団体営水利施設等保全高度化事業(高塚地区)	6	23,703	用水路　128m 取水ゲート　1箇所	永川町	R3～R4	69
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業(笹尾・新田地区)	6.2	23,531	排水路　344m	永川町	R5	70
団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業(島地地区)	6	23,287	排水路　300m	永川町	R6	71

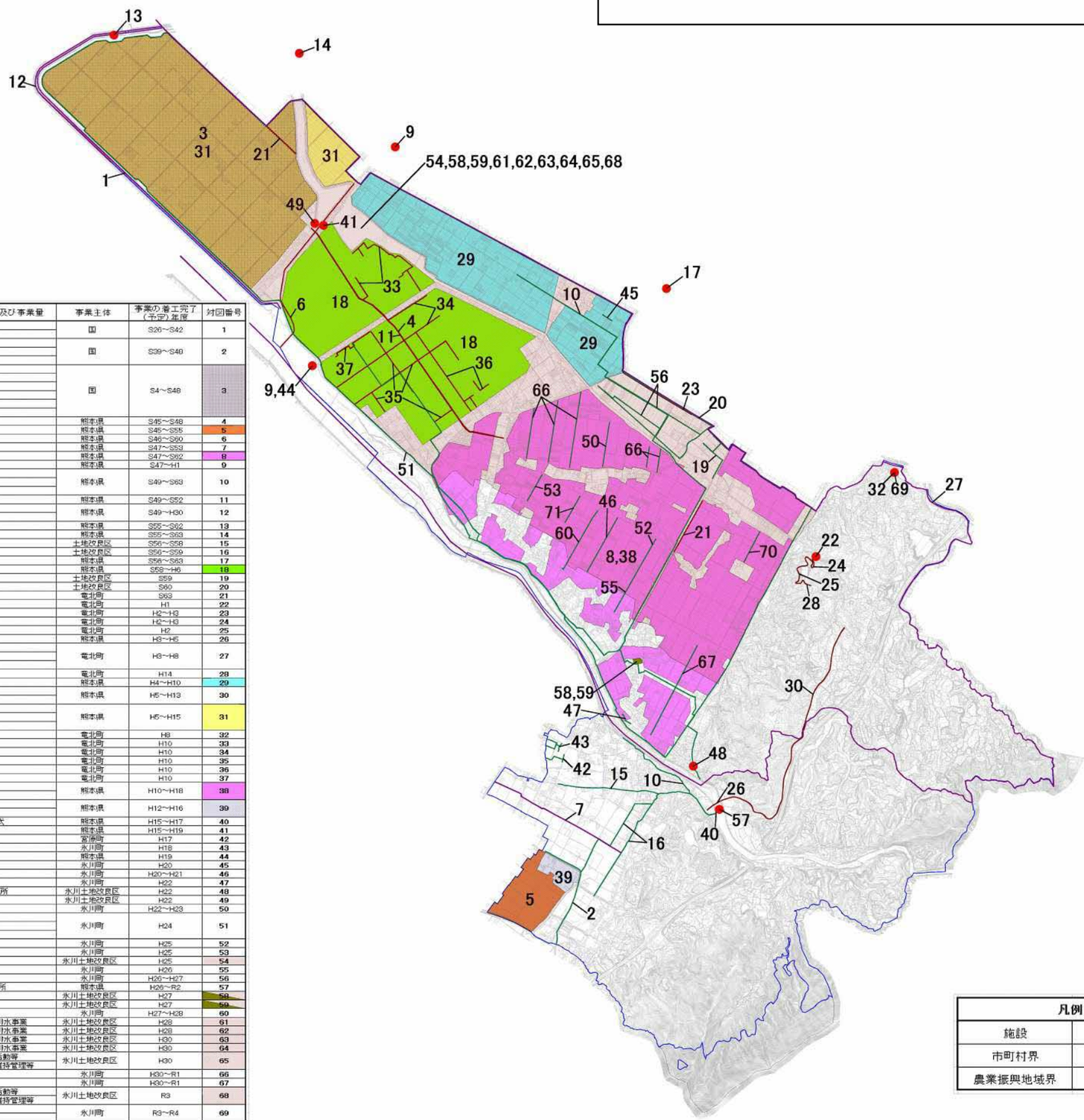

別添図４－２　農用地等保全整備状況図

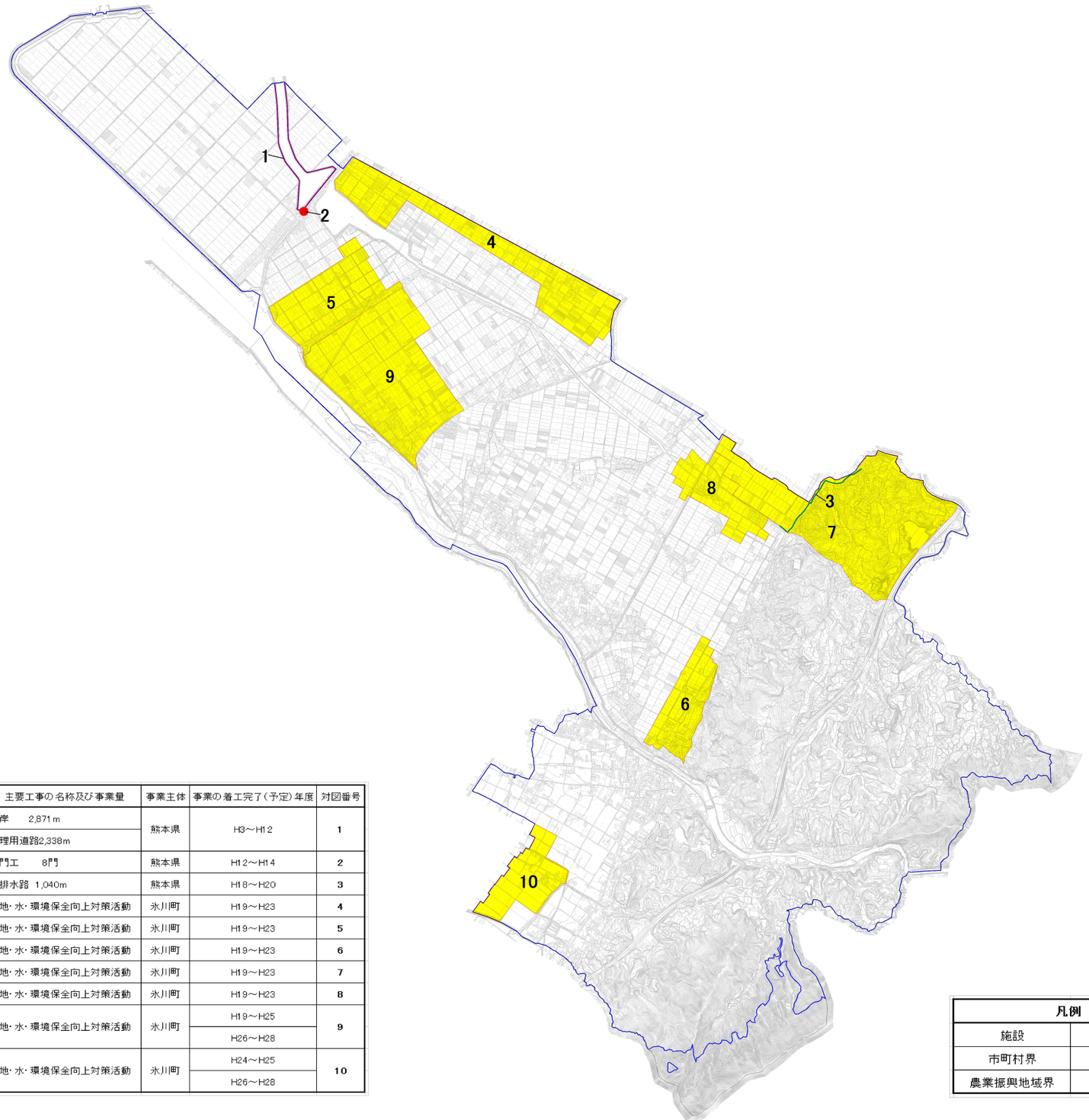

事業の種目	受益面積(ha)	事業費(千円)	主要工事の名称及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度	対図番号
県営ため池等整備事業(湖岸堤防)	467	287,200	護岸　2,871ｍ	熊本県	H3～H12	1
(氷川町・宇城市)			管理用道路2,338ｍ			
県営ため池等整備事業	118	95,000	樋門工　8門	熊本県	H12～H14	2
県営ため池等整備事業(高塚地区)	31	75,000	用排水路　1,040ｍ	熊本県	H18～H20	3
農地・水・環境保全向上対策事業(東網道地区)	68	14,231	農地・水・環境保全向上対策活動	氷川町	H19～H23	4
農地・水・環境保全向上対策事業(西網道地区)	39	8,643	農地・水・環境保全向上対策活動	氷川町	H19～H23	5
農地・水・環境保全向上対策事業(法道寺地区)	15	3,284	農地・水・環境保全向上対策活動	氷川町	H19～H23	6
農地・水・環境保全向上対策事業(高塚地区)	45	8,030	農地・水・環境保全向上対策活動	氷川町	H19～H23	7
農地・水・環境保全向上対策事業(上新田地区)	24	5,300	農地・水・環境保全向上対策活動	氷川町	H19～H23	8
農地・水・環境保全向上対策事業(南鹿野地区)	92	35,189	農地・水・環境保全向上対策活動	氷川町	H19～H25	9
多面的機能支払い事業(南鹿野地区)					H26～H28	
農地・水・環境保全向上対策事業(原田地区)	24	4,818	農地・水・環境保全向上対策活動	氷川町	H24～H25	10
多面的機能支払い事業(原田地区)					H26～H28	

凡例	
施設	●
市町村界	———
農業振興地域界	———

別添図４－３　農業就業者育成・確保施設整備図

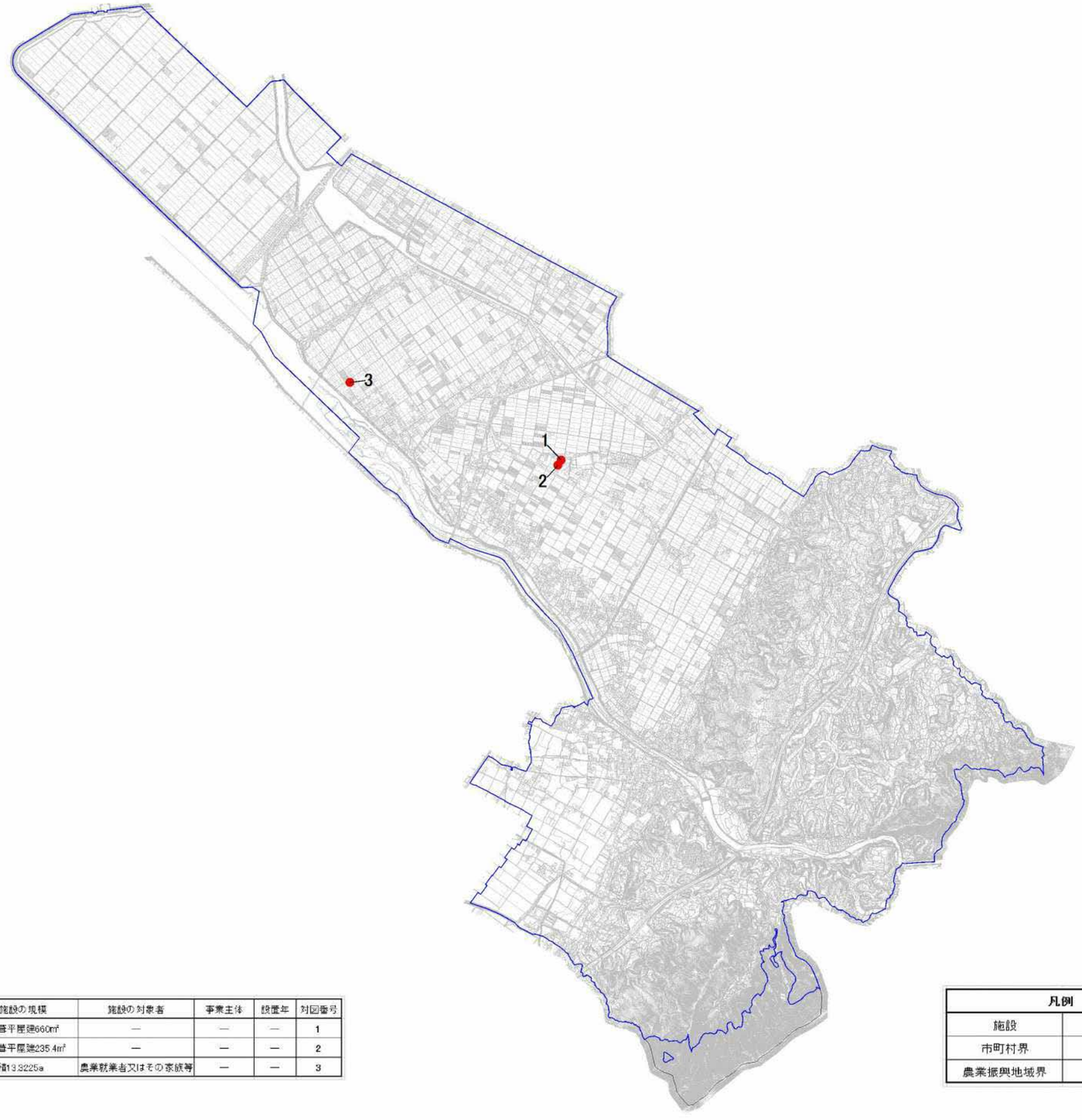

	施設名称	施設の内容	施設の規模	施設の対象者	事業主体	設置年	対図番号
福祉施設及び医療施設	氷川町健康センター	—	木造瓦葺平屋建660㎡	—	—	—	1
	ひかわ医院(内科)	—	木造瓦葺平屋建235.4㎡	—	—	—	2
	グループホーム和鹿島	認知症対応型共同生活介護	施設面積13.3225a	農業就業者又はその家族等	—	—	3

凡例	
施設	●
市町村界	———
農業振興地域界	———

別添図４－４　農村生活環境整備状況図

事業種目	受益地区	受益戸数（戸）	事業費（千円）	主要工事又は主要施設名	事業主体	事業の着工完了（予定）年度	対図番号
新農業自立運動集落活性化促進事業	原田	－	8,221	集落集会研修施設 1棟60㎡	宮原町	H1	1
農業構造改善事業	高野道	－	16,000	構造改善センター 木造1棟142㎡	高野道利用組合	H3	2
氷川河川環境整備事業	島地	－	160,000	グラウンド4,050㎡ 多目的広場1,000㎡	熊本県	H3～H5	3
ため池等整備事業	若洲	－	81,010	公園・展望台地	熊本県	H3～H12	4
農用地有効利用モデル集落整備事業	笹尾	－	64,394	農村広場3,600㎡ 駐車場1,100㎡	竜北町	H4	5
農業農村活性化農業構造改善事業	立神	－	83,209	木造ログハウス 3棟288㎡	宮原町	H5	6
	町	－	20,536	伝承間1棟130㎡		H5	7
	立神	－	66,962	管理棟1棟198㎡ 展望所1ヶ所 園内整備一式		H5	8
	立神	－	73,098	トイレ1棟196㎡ ふれあい広場4,360㎡		H5	9
農業総合整備モデル事業	北鹿野	－	23,443	農村公園2,200㎡	竜北町	H3	10
	高塚	－	27,612	農村公園2,200㎡		H5	11
	沖塘	－	33,475	農村公園2,200㎡		H5	12
	河原	－	22,042	農村公園2,200㎡		H7	13
	本山	－	11,484	農村公園2,200㎡		H7	14
	島地	－	10,289	ゲートボール場4,400㎡		H7	15
自然環境保全活動拠点整備事業 （ふるさと自然の道）	町全域	－	204,000	ｳｫｰｷﾝｸﾞｾﾝﾀｰ500㎡ 遊歩道・透水性舗装 L=1,000m W=2m（高塚） L=1,000m W=2m（笹尾） 観察小屋 木造20㎡×2基 観察広場500㎡ 休憩所 木造20㎡×2基 木造25㎡×2基 公衆便所 木造20㎡×1基 木造30㎡×1基 ｳｫｰｷﾝｸﾞｾﾝﾀｰ駐車場 1,000㎡	竜北町	H7～H8	16
農業総合整備モデル事業	若洲	－	50,326	農村交流広場11,000㎡	竜北町	H8	17
地域農業経営確立総合対策事業	鹿島	－	33,639	農村広場2,050㎡	竜北町	H10	18
特定地区公園事業	町全域	－	717,291	竜北公園42,000㎡	氷川町	H16～H22	19
地域振興総合事業	町全域	－	24,709	野津交流館179.57㎡	氷川町	H17	20
新村中塘公園整備事業	町全域	－	58,637	新村中塘公園3,341㎡	氷川町	H29	21
氷川町防災行政無線デジタル化整備	町全域	－	769,381	防災無線51基設置他	氷川町	H29～R2	－
野津防災公園整備事業	町全域	－	146,276	野津防災公園 12,277.74㎡	氷川町	H30～R2	22
宮原防災公園整備事業	町全域	－	77,367	宮原防災公園 4,934㎡	氷川町	R1～R3	23

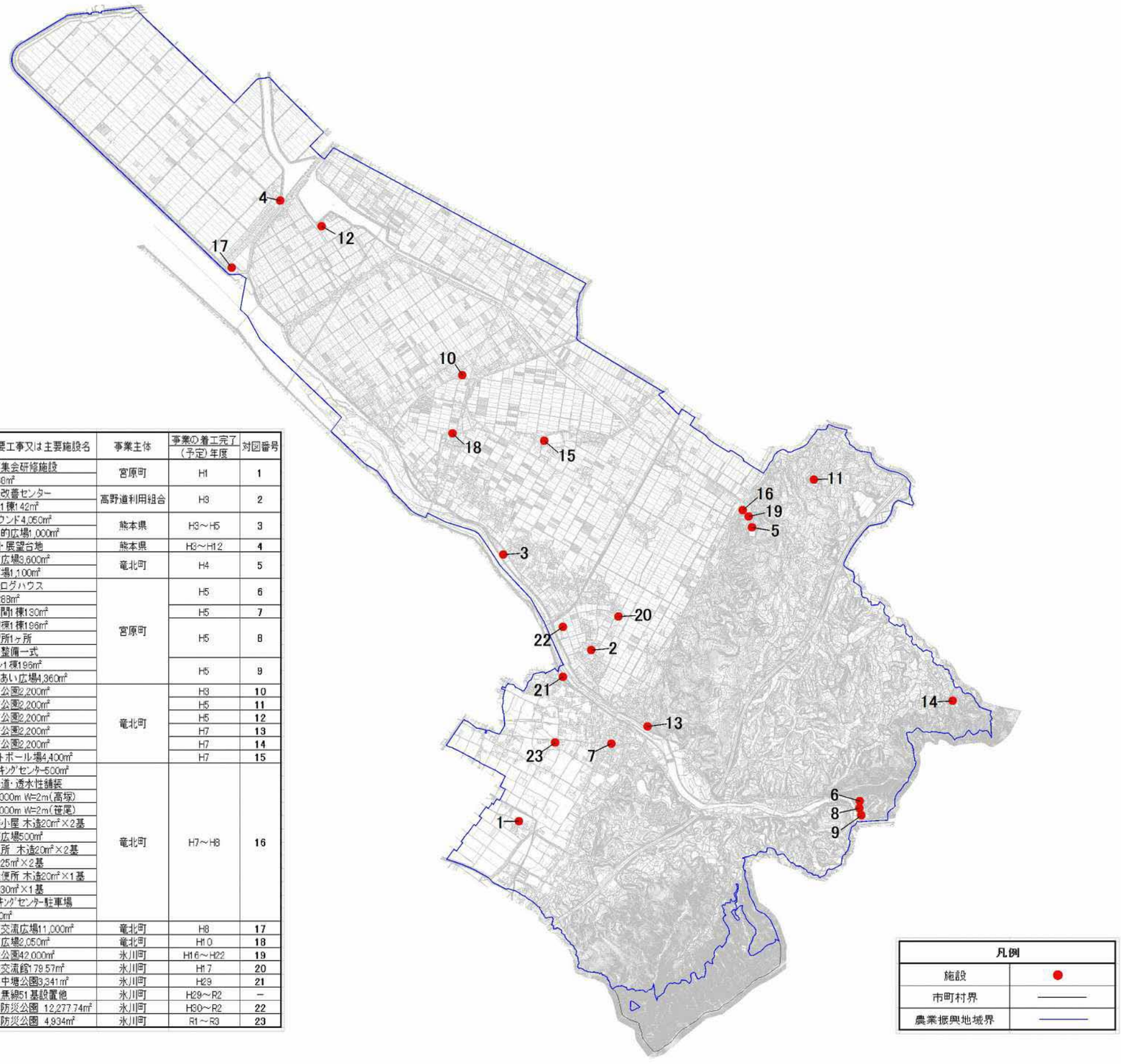

別添図４－５　農業近代化施設整備状況図

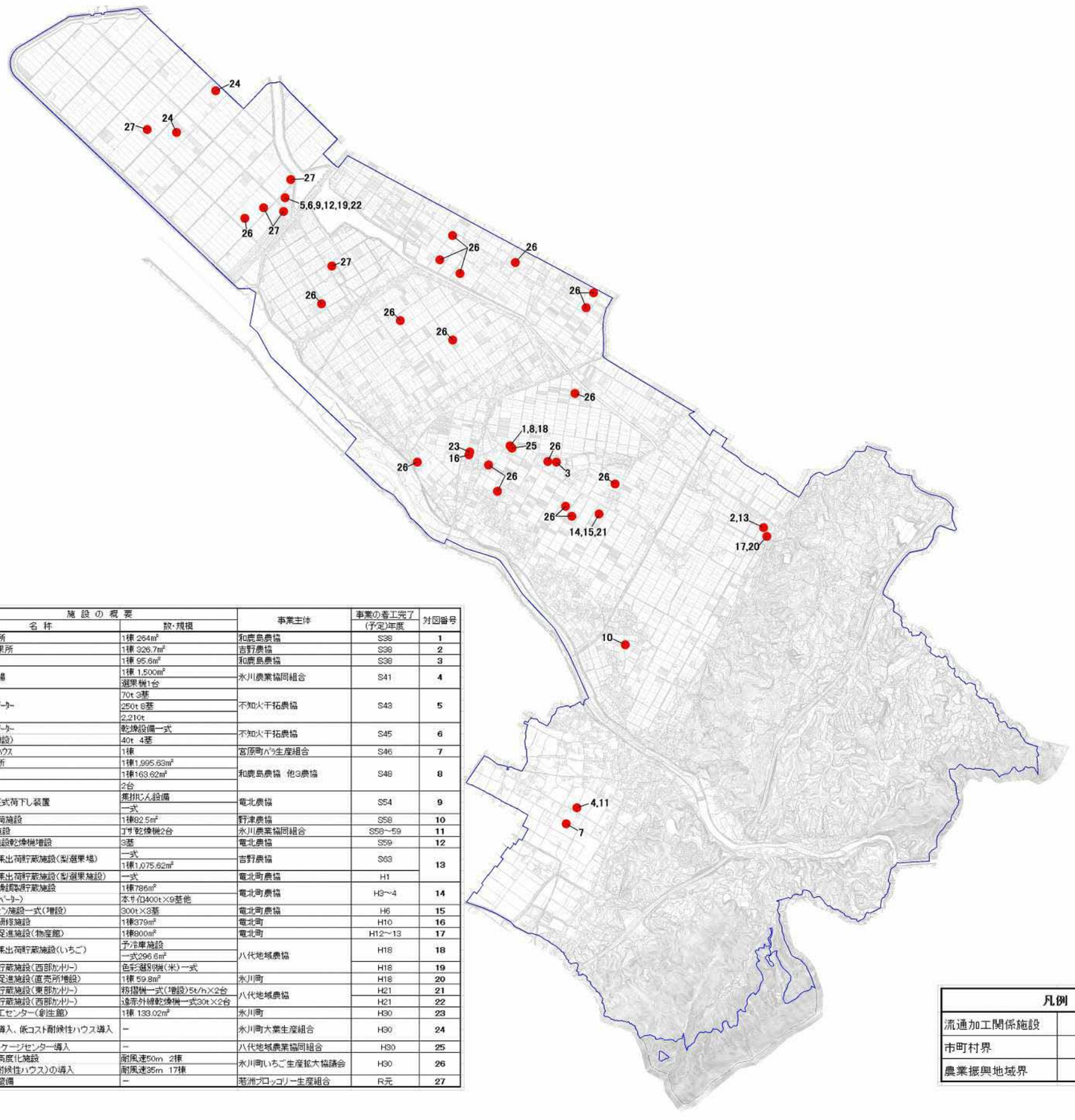

	事業種目	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)	事業費 (千円)	施設の概要 名称	施設の概要 数・規模	事業主体	事業の着工完了 (予定)年度	対図番号
流通加工関係施設	第1次農業構造改善事業	－	580	2,400	畳表集荷所	1棟 264㎡	和鹿島農協	S38	1
		－	210	3,100	みかん選果所	1棟 326.7㎡	吉野農協	S38	2
		－	128	5,990	集乳所	1棟 95.6㎡	和鹿島農協	S38	3
		－	750	28,000	果樹選果場	1棟 1,500㎡ 選果機1台	氷川農業協同組合	S41	4
	米麦生産流通合理化モデルプラント設置事業	460	90	122,948	カントリーエレベーター	70t 3基 250t 8基 2,210t	不知火干拓農協	S43	5
		460	90	39,000	カントリーエレベーター (乾燥機増設)	乾燥設備一式 40t 4基	不知火干拓農協	S45	6
	野菜花き生産出荷施設整備事業	2	10	2,300	育苗施設ハウス	1棟	宮原町バラ生産組合	S46	7
	稲作転換促進特別事業	725	650	56,958	い草集荷所 管理棟 吸塵機	1棟1,995.63㎡ 1棟163.62㎡ 2台	和鹿島農協 他3農協	S48	8
	生産総合振興対策事業	200	86	31,333	カントリー油圧式荷下し装置	集排じん設備 一式	竜北農協	S54	9
	新地域農業生産総合振興事業	20	138	2,130	大豆集出荷施設	1棟92.5㎡	野津農協	S58	10
	単独	－	－	854	ゴザ乾燥施設	ゴザ乾燥機2台	氷川農業協同組合	S58～59	11
	新地域農業生産総合振興事業	480	80	140,399	バラ出荷施設乾燥機増設	3基	竜北農協	S59	12
	新農業構造改善事業	182	206	70,764	農畜産物集出荷貯蔵施設(梨選果場)	一式 1棟1,075.62㎡	吉野農協	S63	13
				44,805	農畜産物集出荷貯蔵施設(梨選果施設)	一式	竜北町農協	H1	
	農業農村活性化農業構造改善モデル事業	530	600	942,032	穀物等乾燥調製貯蔵施設 (カントリーエレベーター)	1棟786㎡ 本サ伯400t×9基他	竜北町農協	H3～4	14
	先進的農業生産総合推進対策事業	666	600	235,574	貯蔵乾燥ピン施設一式(増設)	300t×3基	竜北町農協	H6	15
	農業農村活性化農業構造事業	280	184	90,522	農産加工研修施設	1棟379㎡	竜北町	H10	16
	経営構造対策事業	328	200	305,225	産地形成促進施設(物産館)	1棟800㎡	竜北町	H12～13	17
	強い農業づくり交付金(経営構造対策事業)	35.8	92	20,737	農畜産物集出荷貯蔵施設(いちご)	予冷庫施設 一式296.6㎡	八代地域農協	H18	18
		199	70	29,400	乾燥調製貯蔵施設(西部カントリー)	色彩選別機(米)一式		H18	19
		200	273	19,975	産地形成促進施設(直売所増設)	1棟 59.8㎡	氷川町	H18	20
		455	410	43,050	乾燥調製貯蔵施設(東部カントリー)	籾摺機一式(増設)5t/h×2台	八代地域農協	H21	21
		－	61	46,200	乾燥調製貯蔵施設(西部カントリー)	遠赤外線乾燥機一式30t×2台		H21	22
	地方創生拠点整備交付金事業	0.01	－	48,049	特産品加工センター(創生館)	1棟 133.02㎡	氷川町	H30	23
	平成29年度強い農業づくり交付金事業 (平成30年度完了分)	－	3	357,404	選別機械導入、低コスト耐候性ハウス導入	－	氷川町大葉生産組合	H30	24
	産地パワーアップ事業	－	－	391,006	いちごパッケージセンター導入	－	八代地域農業協同組合	H30	25
		0.822 4.778	－	543,454	生産技術高度化施設 (低コスト耐候性ハウス)の導入	耐風速50m 2棟 耐風速35m 17棟	氷川町いちご生産拡大協議会	H30	26
	産地パワーアップ事業	25.3	5	108,680	育苗施設整備	－	若洲ブロッコリー生産組合	R元	27

凡例	
流通加工関係施設	●
市町村界	――
農業振興地域界	――

氷川町管内図

別添図5　周辺における既存企業の立地状況

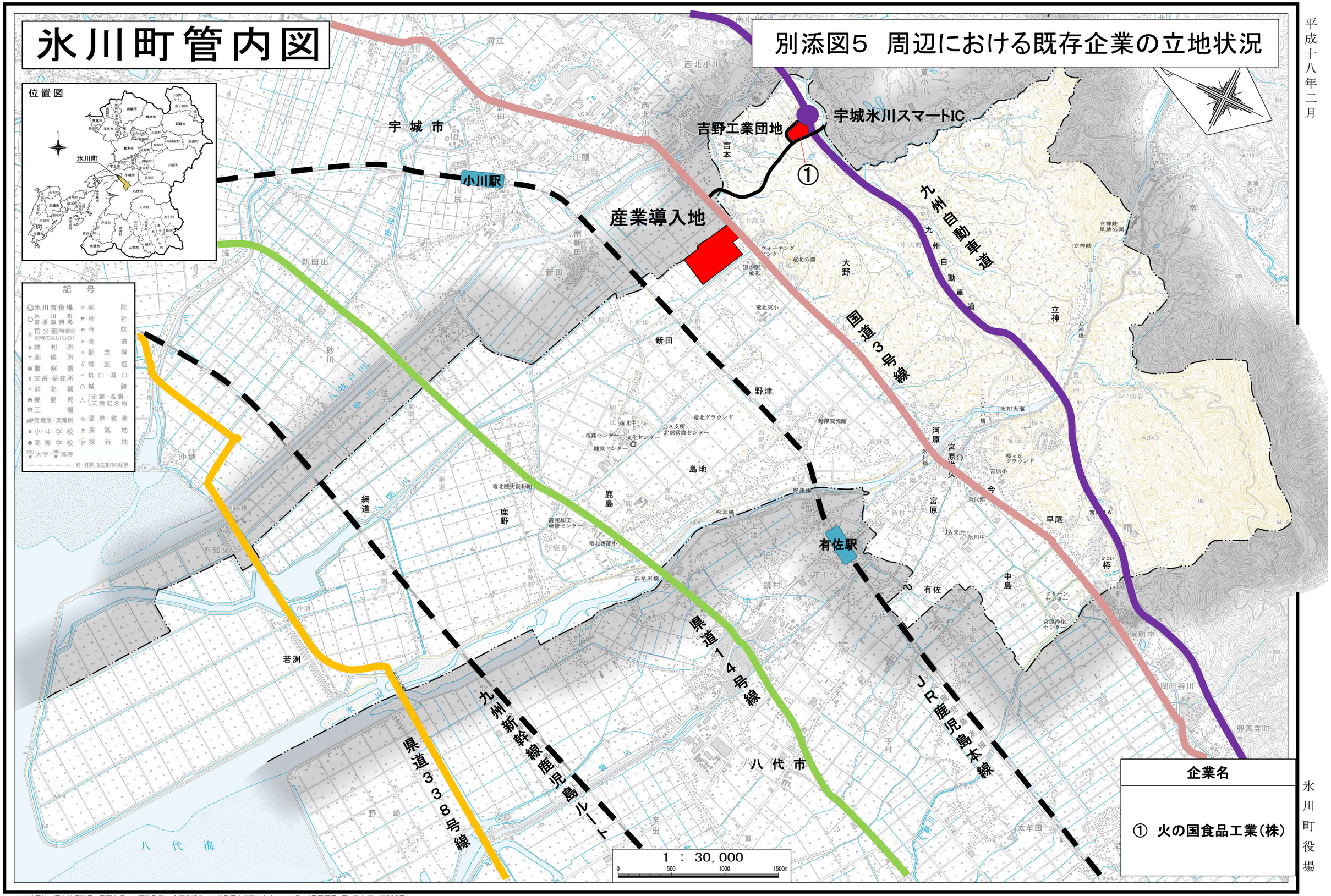

企業名
① 火の国食品工業(株)

平成十八年二月

氷川町役場

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の２万５千分の１地形図を複製したものである。（承認番号　平 17 九複、第293号）

日本地図調製業協会会員 富士マイクロ株式会社
熊本市石原1-3-53　TEL (096)380-6661